

単 価 契 約 書 (基本契約) 案

収 入

印 紙

京都府（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項によりＬＰガスの購入に係る基本契約を締結する。

（契約の目的）

第１条 この契約は、甲と乙とがＬＰガスの購入に関する契約を締結するに当たり、基本となる契約を締結することを目的とする。

２ この契約に基づくＬＰガスについての個別の購入の契約事項については、別途契約する個別の契約により定める。

（契約要項）

第２条 この契約の要項は、次のとおりとする。

（１）品名、品質等

ＬＰガス（い号液化石油ガス）

（２）予定数量

6,300 m³

（３）契約単価 〇〇〇円/m³

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円/m³）

（４）契約期間 令和５年７月１日から

令和６年６月３０日まで

（５）納入場所 京都府立農芸高等学校

（納入及び検査）

第３条 乙は、前条第４号の契約期間中甲の発注に係る指示に基づき継続して同条第１号の目的物を納入するものとする。

２ 甲は、納入を受けた目的物について、必要に応じて乙の立会を求め、ガスメーターによる検査を行い、納入数量を確認するものとする。

３ 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、き損又は消耗したものは、乙の負担とする。

（所有権の移転）

第４条 目的物の所有権は、ガスメーターの出口において甲に引渡しがあったときに、乙から甲に移転するものとする。

（危険負担）

第５条 目的物の引渡し前に生じた目的物の滅失、き損、減量、変質その他一切の損害は、甲の責めに帰すべきものを除き乙の負担とし、目的物の引渡し後に生じたこれらの損害は、乙の責めに帰すべきものを除き甲の負担とする。

（支払）

第６条 乙は、目的物の引渡し後、月ごとに適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

２ 支払については、個別の契約書による。

（契約不適合）

第７条 甲は、目的物の引渡し完了後に、目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）と認めたときは、乙に対し代品納入、目的物の修補又は代金減額を請求することができる。この場合、契約不適合によってこの契約の目的を達することができないときは、甲は、この契約を解除することができる。

２ 前項の場合において、さらに損害があるときは、甲は、損害賠償の請求をすることができる。

（契約の解除）

第８条 甲は、前条第１項後段の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第3条の発注後、乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を経過しても着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲は、発注が予定数量の3分の2以上減じる見込みのあるときは、乙に対し通知しなければならない。この場合においては、乙は、この契約を解除することができる。

（談合等による解除）

第9条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（権利の譲渡等）

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（関係法令の遵守）

第11条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（協議）

第12条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年〇〇月〇〇日

甲 京都府 契約担当者
住 所 京都府南丹市園部町南大谷
氏 名 京都府立農芸高等学校
校 長 湯川 佳秀



乙 住 所
氏 名

